

|                |  |  |
|----------------|--|--|
| 第<br>4154<br>号 | <br>リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行<br><br>リーダスクラブFAXニュース<br><br>(2011年)平成23年 1月 6日 木曜日 |
|----------------|--|--|

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 広大地

**Q**：相続税の評価では、土地のうち広大地に該当するものは評価減が受けられるとか。広大地とはどのような土地をいうのですか？

**A**：次のような土地が広大地の要件になります。

### 【解説】

広大地とは、「その地域における標準的な宅地の地積に比して著しく地積が広大な宅地で開発行為を行うとした場合に公共公益的施設用地の負担が必要と認められるもの」をいいます。

著しく地積が広大かどうかは、次のように判断します。

評価対象地が「開発許可面積基準」以上であれば、原則として、著しく地積が広大であると判断されます。ただし、評価対象地の地積が開発許可面積基準以上であっても、その地域の標準的な宅地の地積と同規模である場合は、広大地に該当しません。

①市街化区域、非線引き都市計画区域及び準都市計画区域（ロに該当するものを除く）

イ. 市街化区域

三大都市圏・・・500㎡

それ以外の地域・・・1,000㎡

ロ. 非線引き都市計画区域及び準都市計画区域・・・3,000㎡

②非線引き都市計画区域及び準都市計画区域のうち、用途地域が定められている

区域・・・市街化区域に準じた面積

